

# I 平成 17 年国勢調査の概要

## 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成 17 年国勢調査はその 18 回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 17 年国勢調査は簡易調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の違いは、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査(大正9年、昭和5年、昭和 15 年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正 14 年、昭和 10 年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成2年、12 年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

## 調査の時期

平成 17 年国勢調査は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

## 調査の法的根拠

平成 17 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)

国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

## 調査の対象

平成 17 年国勢調査は、調査時において、国内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校、第 82 条の2に規定する専修学校又は第 83 条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
2. 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
3. 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部の所在する場所
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

国内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

平成 17 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員に関する事項)

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 就業状態
- (8) 就業時間
- (9) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (10) 仕事の種類
- (11) 従業上の地位
- (12) 従業地又は通学地

(世帯に関する事項)

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の床面積
- (5) 住宅の建て方

## 調査の方法

平成17年国勢調査は、総務省統計局 — 都道府県 — 市町村 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成17年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、本市の調査区数は4,966調査区で、平成12年国勢調査の4,715調査区に比べ251調査区増加した。

各調査区には、総務大臣が任命した4,256人の国勢調査員(一部調査員は複数調査区を担当)が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

また、479人の指導員が任命され、調査員の指導、調査票等の内容検査などの事務を行った。

## 集計結果の公表と報告書

集計は、独立行政法人統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行った。

集計区分は、第1次基本集計(人口の男女・年齢・配偶関係別構成に関する結果、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯等に関する結果集計)、第2次基本集計(人口の労働力状態別構成及び就業者の産業(大分類)別構成等に関する結果集計)、第3次基本集計(就業者の職業(大分類)別構成及び母子世帯・父子世帯数等に関する結果集計)に区分される。

なお、さきに公表した「熊本市の人口(平成17年国勢調査要計表による人口集計)」は、平成17年国勢調査の調査書類である「都道府県要計表」及び「市区町村要計表」と、総務省統計局が速報として公表した「全国・都道府県・市区町村別人口」を基に作成してあるため、この報告書と数値が異なっているところがある。